

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名：キム ディーパック ギー シューマッハー  
(Kim Deepak Guy SCHUMACHER)

本審査対象論文は、環境影響評価を定める法制が再生可能エネルギーの事業推進に及ぼす影響を、法制度と行政手続きの面から分析するものである。日本をはじめとする先進諸国における環境影響評価法およびその関連法・制度を比較し、その問題点や改善の方向性を検討するものである。

環境影響評価法制とは、なんらかの事業の実施に際して周辺自然環境への影響を事業主体が自ら予測評価し、必要に応じて対策を講じるよう規定する法律および制度である。日本の環境影響評価法（平成9年法律第81号、平成26年最終改正法律第51号）では、次のように定義されている。

「環境影響評価」とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。（同法第2条第1項）

また、その目的は次のように規定されている。

[この法律は]（中略）事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。（同法第1条）

同種の法律および関連法は、多くの先進国が持っており、具体的な手続きには違いがあるものの、その基本的な考え方はほぼ同じとなっている。

このように環境影響評価法制の本来の目的は、周辺の自然環境を保全、保護し、それにより、周辺住民ひいては国民の社会厚生を高めることである。一方で、環境保護を行うことは基本的には新規の事業を規制することにつながり、場合によっては経済活動を阻害し、社会全体で見れば結果的に国民の社会厚生を引き下げる要因ともなり得る。特に、エネルギー分野においては、こうした矛盾が顕在化する可能性が懸念される。

近年の先進各国における再生可能エネルギーへの期待の高まりのなかで、大規模の太陽光や風力などの発電設備が期待を集めている。特に日本においては、2011年の福島原発事故以来、原子力発電に代わって大規模再生可能エネルギーを求める世論は大きくなっている。しかしながら実際に大規模再生可能エネルギーを推進しようとする、環境影響評価の規制を受けざるを得なくなり、その規制対象とならない程度の小規模設備にシフトしてしまうことも考えられる。このように環境影響評価法制は、再生可能エネルギーに対しては、諸刃の剣になり得るといえる。

本論文では、再生可能エネルギーのなかでも風力発電と地熱発電を中心にして考察を進めている。具体的な分析は、三つの柱からなっている。一つ目は論文の第2章に当たる部分で、環境影響評価法に規定される行政的手続きを、日本とニュージーランドとを対比して考察している。ニュージーランドは、火山を多く抱える島国で、全体として温暖湿潤気

候である点で日本と類似しており、風力、地熱、水力などのポテンシャルも類似している。こうした背景のもとで、本論文は、日本の手続きがニュージーランドのそれに比して極めて複雑かつ冗長であり、大きく改善の余地があることを論証している。両国の環境影響評価について、法令および背景となる行政制度の比較を詳細に行った研究例は他になく、大変独自性の高い分析であるといえる。

二つ目の柱は論文の第 3 章となっている部分で、大規模再生可能エネルギーに適用される手続きについて簡素化・効率化の可能性を考察している。ここでは、日本の立法過程と行政手続きを EU のそれと対比しながら議論を進めている。日本の環境影響評価関連法制の特徴は、環境省、経済産業省などの中央官庁と地方自治体など多くの官公庁が関連することであるが、EU においても、EU 指令等の法令とそれに対応して各 EU 加盟国で整備される国内法制という形で複雑な構造になっている。本論文では、EU と日本の対比の中で、環境関連法の複雑な相互関係、これまでの改正に見られる簡素化・効率化の履歴と今後の方向性について考察を進めている。環境影響評価に焦点を当てた EU と日本の対比も他に例がなく、独自性の高い分析であるといえる。

三つ目の柱は論文の第 4 章にあたる部分で、米国における風力発電普及の推進要因と阻害要因を、連邦および各州の法制度・政策の面から考察した上で、実際の普及状況の統計分析を行っている。米国では連邦全体にかかる法規制として国家環境政策法があるが、一方で各州独自の環境政策や規制もある。制度とデータの両面から 50 州を横断的に捉えることで、風力発電の普及を推進するものと阻害するものとを峻別するよう試みている。結果として、環境規制的な要因よりも開発投資を支援する資金的な要因が普及を左右している可能性が高いことが示唆された。この結論は環境政策のみならず、エネルギー政策についても重要な政策的インプリケーションとなるもので高く評価されてよい。

以上の 3 つの柱を総括して、本論文の第 5 章では、日本、ニュージーランド、EU、米国の 4 つの国・地域を俯瞰し、再生可能エネルギーに対する各国・地域の環境影響評価法制の促進要因、阻害要因を体系づけている。

環境影響評価法制が、再生可能エネルギー普及に対して、諸刃の剣になり得ることはこれまでも一般的には指摘されてきたことではある。しかし、本論文のように、この論点を考察の中心に据え、法律と制度の観点から詳細な議論を積み上げた学術研究はほとんどないと言ってよい。さらに 4 つの先進国・地域を対比し、横断的に考察したものは皆無と言える。この点で、本論文は極めてオリジナリティーの高いものといえることができる。その分析手法としては法制の比較を中心に行っているため、やや定量的なエビデンスに欠ける考察や結論となっている部分も多いが、横断的な視点を持った議論は示唆に富み、政策形成への有用な情報提供になると言えよう。この点で高い学術的貢献となっている。

したがって、本審査委員会は博士（環境科学）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。